

市第128号議案 横浜市老人福祉施設条例の一部改正

1 趣旨

養護老人ホーム「横浜市恵風ホーム」については、老朽化や居室の個室化に対応するため、新たに市有地貸与による民設民営の養護老人ホームの整備を進めてきました。

このたび、社会福祉法人朋光会が運営する養護老人ホーム「名瀬の森」(戸塚区)の開所に伴い、平成30年度末で「横浜市恵風ホーム」を廃止します。

このため、「横浜市老人福祉施設条例」(昭和38年12月横浜市条例第43号)の一部を改正します。

2 改正の概要

老人福祉施設のうち「横浜市恵風ホーム」に係る規定を削除します。

(横浜市恵風ホームの概要)

名称：横浜市恵風ホーム

所在地：横浜市保土ケ谷区

開所年月日：昭和26年6月23日

3 施行予定日

平成31年4月1日

<参考> これまでの経緯

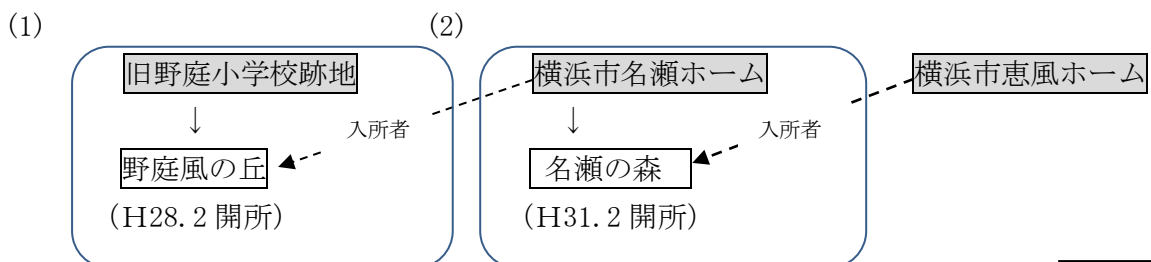
公立養護老人ホーム(横浜市名瀬ホーム及び横浜市恵風ホーム)については、平成21年11月の「横浜市養護老人ホームあり方検討会」の報告書等を踏まえ、個室未対応で老朽化が進む公設公営の養護老人ホームを再編し、民営化を進めることとしました。

(1) 横浜市名瀬ホーム

旧野庭小学校の跡地を活用して整備した「野庭風の丘」(社会福祉法人 神奈川県匡済会)が、平成28年2月1日に開所しました。これに伴い、横浜市名瀬ホームの入所者は、平成28年2月に転居しました。

(2) 横浜市恵風ホーム

旧横浜市名瀬ホームの跡地を活用して整備した「名瀬の森」(社会福祉法人 朋光会)が、平成31年2月1日に開所しました。これに伴い、横浜市恵風ホームの入所者は、平成31年2月中に転居します。



裏面あり

新旧対照表（横浜市老人福祉施設条例）

現 行			改正案		
横浜市老人福祉施設条例 昭和 38 年 12 月 25 日横浜市条例第 38 号 （設置） 第 1 条 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。 以下「法」という。）第 15 条の規定に基づき、 本市に老人福祉施設（以下「施設」という。） を次のように設置する。			横浜市老人福祉施設条例 昭和 38 年 12 月 25 日横浜市条例第 38 号 （設置） 第 1 条 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。 以下「法」という。）第 15 条の規定に基づき、 本市に老人福祉施設（以下「施設」という。） を次のように設置する。		
種類	名称	位置	種類	名称	位置
養護老人ホーム・特別養護老人ホーム	横浜市新橋ホーム	横浜市泉区	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム	横浜市新橋ホーム	横浜市泉区
養護老人ホーム	横浜市恵風ホーム	横浜市保土ケ谷区	特別養護老人ホーム	横浜市天神ホーム	横浜市南区
特別養護老人ホーム	横浜市天神ホーム	横浜市南区	(省略)	(省略)	(省略)
(省略)	(省略)	(省略)			